

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

平成三十一年四月二日（火）閣議

内閣官房長官発言要旨

一 昨日、新しい元号として「令和」が選定されたことを踏まえ、改元に伴う元号による年表示の取扱いにつきまして、「新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議」において、

○ 改元日前までに作成した文書において、改元日以降、「平成」の表示が残っていても、有効であること

○ 改元日以降に作成する文書には、「令和」を用いること。やむを得ず「平成」の表示が残る場合でも有効であるが、混乱を避けるため、訂正等を行うこと

○ 元号を改める政令の公布日から施行日前までに作成し公にする文書には、「平成」を用いること

○ 法令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示していても、有効であり、原則、改元のみを理由とする改正は行わないこと

○ 国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は「令和元年度」とすること

を申合せました。

二 新しい元号の決定を受けて、今後は、新元号への円滑な移行を行うことが重要になります。引き続き、各府省が連携して情報システム改修等を進めるとともに、所管の法人、地方公共団体、所管の業界等に情報提供を行うなど、新元号への円滑な移行に向け、対応に万全を期してまいりたいと考えますので、閣僚の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。